

1 施策が目指す江東区の姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

2 施策を実現するための取り組み

①学習内容の充実	学力強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピューター教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。
②思いやりの心の育成	児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育みます。
③健康・体力の増進	体育授業の充実や部活動の活性化などにより、継続的な運動習慣を身につけることができるようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。
④教員の資質・能力の向上	効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年3月には学習指導要領の改訂が行われ、子どもたちの生きる力を育てるとともに、思考力や判断力・表現力などを育てることが求められている。</li> <li>江東区では、知性とともに、感性・道徳心や体力を育むための各種の教育施策を推進している。</li> <li>平成23年4月の法改正により、公立小学校第1学年の国の標準学級児童数が35人となった。</li> <li>平成24年度に「こうとう学びスタンダード」(学び方・体力・算数)を策定し、平成25年度より全校で取り組む。</li> <li>平成25年度には「国語・数学・英語」の各スタンダードを策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団塊世代の教員の大量退職等によって、若手教員の割合が高い状況が継続する。このため、多様化する教育課題に対応しきれない状況が生まれる可能性がある。</li> <li>新規採用教員数(期限付任用を除く)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>幼</th> <th>小</th> <th>中</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>3名</td> <td>82名</td> <td>35名</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1名</td> <td>72名</td> <td>27名</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>7名</td> <td>74名</td> <td>33名</td> <td>114名</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>6名</td> <td>88名</td> <td>41名</td> <td>135名</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>6名</td> <td>41名</td> <td>33名</td> <td>80名</td> </tr> </tbody> </table>		幼	小	中	計	平成21年度	3名	82名	35名	120名	平成22年度	1名	72名	27名	100名	平成23年度	7名	74名	33名	114名	平成24年度	6名	88名	41名	135名	平成25年度	6名	41名	33名	80名
	幼	小	中	計																											
平成21年度	3名	82名	35名	120名																											
平成22年度	1名	72名	27名	100名																											
平成23年度	7名	74名	33名	114名																											
平成24年度	6名	88名	41名	135名																											
平成25年度	6名	41名	33名	80名																											

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>区民や学校現場からのニーズが増している施策の内容である。</li> <li>保護者の姿も様々で、学校選択制の実施により、積極的に学校を選ぶ一方で保護者会やPTA行事などに協力しない方がいれば、ボランティアやゲストティーチャー等の形で学校にかかわる協力的な方もいる。また、教員の指導方法や校舎長の経営方針に理不尽な意見をされたり、意に沿わない教員に対して厳しい指摘をされる方もいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内の大学や教育機関等との連携をさらに推進し、教育内容を一層充実させることが求められる。</li> <li>団塊の世代の大量退職により、経験の浅い教員が増えることにより、地域や保護者の学校・幼稚園への信頼が構築されなくなる。</li> <li>研修の不十分な教員が増えることにより、日々の教育活動が充実せず、こどもの学力向上や豊かな心の醸成などができにくくなる。</li> </ul>

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
31	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（小学校）		104.0	103.9	—	105.5			106	指導室
	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（中学校）		96.6	98.9	—	99.4			100	指導室
32	地域活動、ボランティア活動、キャリア体験学習に参加した児童・生徒の割合	%	—	—	—	94.0			100	指導室
33	体力診断テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校）		98.8 (20年度)	97.7	98.1	97.0			100	指導室
	体力診断テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校）		91.7 (20年度)	91.0	94.9	91.4			100	指導室
34	教職員研修・研究会への1人当たりの年間平均参加回数	回	—	—	—	27.6			12	指導室

5 施策コストの状況					
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算	
トータルコスト	8,853,039千円	8,380,107千円	8,733,794千円	8,693,052千円	
事業費	5,510,661千円	5,257,491千円	5,559,451千円	5,723,489千円	
人件費	3,342,378千円	3,122,616千円	3,174,343千円	2,969,563千円	

6 一次評価<<主管部長による評価>>	
<b>(1) 施策における現状と課題</b>	
<p>◆学力については、概ね改善されている傾向にあるが、課題解決に向けたさらなる取組が必要である。◆平成18年度以降の学力強化講師等様々な人的配置に係る施策実施の結果、学習環境が整いつつある。平成23年度からは、小1支援員に加えて小学校1年生の31人以上の学級への少人数学習講師の配置を開始し、児童一人一人に目を届け、基礎学力の定着を図っている。平成24年度は小学校2年生に拡大実施した。◆学力強化講師の確保において、教科によっては確保しづらい状況にある。◆中学生海外短期留学事業は、国際理解教育に関する本区の積極的な取り組みとして区民にも認識されている。今後の継続及び他事業への転換等を含めて本事業のあり方を検討することも必要であると考えている。◆体力調査の結果をみると小中学生とも全国平均に届かない状況が続いている。家庭環境やこどもの遊びの変化により、外遊びが減ったり一人遊びが増えるなどの状況があるが、健全育成の点からも早急な改善策を展開することが必要であるとする。◆コンピューター教室や電子黒板は全小中学校に整備されているものの、子どもたちに求められる力を育成するためには、情報通信技術のさらなる利活用が必要である。</p>	
<b>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性</b>	
<p>◆子ども一人一人のニーズに対応するために、適切な研修を通して教員の資質・能力を向上させることを課題として取り組む。◆講師の確保については、雇用期間等を含め、弾力的な運用について検討を行う。◆こどもたちの生きる力をバランスよく育てるために、様々な事業を効果的・効率的に実施する。◆教育を、幼稚園から中学校までの11年間で捉え、積み重ねを大切にした教育活動を展開する。◆平成22年度から始めた小中学校のすべてのこどもを対象とした体力調査の実施や平成25年度からの体力スタンダードへの取組など、体力向上に関する施策を、さらに充実させていく。◆平成25年度以降「こうとう学びスタンダード」の確実な取組を進めるとともに、その成果を検証する。◆情報通信技術の進展に対応した教育環境（情報端末・デジタル機器・ネットワーク環境）の整備や、教員への支援のあり方について検討していく。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
平成24年度外部評価実施済施策	

8 二次評価<<区の最終評価>>	
※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。	
<p>・「こうとう学びスタンダード」の確実な取り組みを進めるとともに、既存事業について、区の役割分担も含め、事業の整理・見直しを図りつつ、より効率的・効果的な事務執行方法を検討する。</p> <p>・児童・生徒の健康・体力の増進のほか、食育や防災教育など社会性を育む分野についても、他部署と連携した取り組みを検討する。</p> <p>・若手教員をはじめとした教員への研修について、研修の効果の把握・分析を十分に行い、現在の研修体系の整理・見直しを行った上で、より効果的な研修となるよう取り組む。</p>	

1 施策が目指す江東区の姿

児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校(園)が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①個に応じた教育支援の推進	学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。
②いじめ・不登校対策の充実	学校と教育センター等の連携強化・ブリッジスクールの整備等により、いじめ・不登校原因の早期発見・解決に取り組むとともに、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。
③教育施設の整備・充実	良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、校内における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年3月に改訂学習指導要領が告示され、平成23年4月からは小学校で、平成24年4月からは中学校で全面实施となった。</li> <li>発達障害のある児童・生徒の増加や小1プロブレム、中1ギャップなどの課題が出現し、支援員やカウンセラーの配置等を行っている。</li> <li>学校保健安全法の施行(平成21年4月)により、学校安全に関する規程が設けられ、学校安全、防犯環境充実への関心が高まっている。</li> <li>平成23年4月の法改正により、公立小学校第1学年の国の標準学級児童数が35人となった。</li> <li>障害者基本法の一部が改正され(平成23年8月)、障害のある児童もない児童も可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することが求められることとなった。</li> <li>平成25年4月から都の帰宅困難者対策条例が施行されたため、帰宅困難な園児・児童・生徒のための備蓄物資整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領の全面实施により学習内容が増え、授業についていけない児童・生徒の増加が予想される。その結果、不登校になる児童・生徒の増加も懸念される。</li> <li>発達障害のある児童・生徒の増加が続くと予測される。小1プロブレム、中1ギャップの解消に向け、継続的な支援員の配置が必要である。</li> <li>保護者等の意識変化に伴い、児童等に対し個々人の教育的ニーズに応じた支援の拡充が求められる。</li> <li>学校安全の継続した取り組みが求められる。</li> <li>標準学級児童・生徒数が35人となることにより、学級増が見込まれる。</li> </ul>

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>人口の増加に伴い、児童・生徒数や学級数の増加傾向が続いている。</li> <li>小中学校入学時における学習・生活習慣の定着のため、区民や学校現場からの幼小中連携教育のニーズが高まっている。</li> <li>通常学級に在籍する発達障害のある児童等への学習支援や学校生活支援、特別支援教育の充実を求める要望等、よりきめ細かい学力向上支援策へのニーズが出現している。</li> <li>児童・生徒の安全確保や人口増等に対応した教育施設の整備充実が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、小中学校の円滑な学習運営に資するよう小1プロブレム・中1ギャップ対策として、小学校入学時の生活リズム等の早期定着、中学校入学時の学習・生活リズムの定着に対する対策が必要となる。</li> <li>時間的制約から、スクールカウンセラーによる継続的な相談が困難な面もあり、教育センターSSC(スクーリング・サポート・センター)のカウンセラー等との連携が必要となる。</li> <li>児童・生徒が安心して学べる教育環境の整備がますます求められる。</li> </ul>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
35 一人一人を大切にしている教育が行われていると思う保護者の割合	%	—	—	—	80			70	指導室
36 教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	%	67.7 (20年度)	56.4	52.3	57.0			70	指導室
37 不登校児童・生徒出現率（小学校）	%	0.29 (20年度)	0.24	0.34	0.33			0.20	指導室
不登校児童・生徒出現率（中学校）	%	3.65 (20年度)	2.95	2.96	2.70			2.00	指導室
38 改修・改築を実施した学校数※（小学校）	校	—	—	2	2			10	学校 施設課
改修・改築を実施した学校数※（中学校）	校	—	—	1	0			3	学校 施設課

※ 改修・改築を実施した学校数の目標値には、改修予定はあるものの、目標値設置時に対象校が確定しないため、小中学校別の数値を表記できない学校を含まない。

### 5 施策コストの状況

	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	7,101,725千円	6,994,746千円	9,890,692千円	9,182,727千円
事業費	6,812,894千円	6,720,025千円	9,576,653千円	8,857,795千円
人件費	288,831千円	274,721千円	314,039千円	324,932千円

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

◆通級指導学級へ通う児童・生徒及び通常学級から特別支援学級（固定）への措置替児童・生徒の増加がみられる。◆平成20年度以降小学校全校にスクールカウンセラーを配置し、保護者・児童の相談活動を行っている。（〔指標36〕24年度・57.0%）◆不登校児童生徒の出現率は（〔指標37〕24年度・小学校:0.33 中学校:2.70）、今後3年間で目標数値を実現するため、関係機関と連携した更なる取り組みが必要である。◆小1プロブレムについては、支援員の配置を中心とした施策を展開し、一定の成果を収めているが、幼小中連携教育の推進を含めて今後も積極的な施策の展開が求められる。◆学校の改修・改築については平成21年度までに耐震補強工事を優先的に実施したことや、区財政状況により計画的改修が出来なかったため老朽化が進行している。費用については新労務単価へ対応するとともに、国庫支出金・基金・起債の活用を図る。また、改修・改築期間中の仮校舎への通学や学校教育活動について、児童・生徒への負担を最小限にするため慎重に計画していかなければならない。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆特別支援教育のニーズを検討し、通級学級、特別支援学級の充実を図り、柔軟な教育支援体制の確立に努めていく。また、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の中で平成28年度以降順次実施とされている特別支援教室の区内設置に向けて検討を行う。◆教育センターのSSC（スクーリング・サポート・センター）を中心とした取り組み（適応相談・教育相談・ブリッジスクール）を継続して実施する。また、発達障害のある児童生徒への取り組みとして施策の成果を検証し、小1支援員の配置等における派遣期間を派遣可能時数内で見直し、その効果検証をしていく。◆保幼小中の連携推進のため、平成24年1月に策定した江東区連携教育プログラムを全校園で推進していく。◆これからの改築・改修事業については、平成24年11月に策定した「江東区立小中学校の改築・改修に関する考え方」に基づき進めていく。竣工年度の古い順から選定していくが、各校舎の老朽化の現状や人口推計などの将来予測等を総合的に判断して選定していく。人口増加対策としては、校舎等の新增設に取り組み、良好な教育環境の整備を実施していく。◆これまで学校安全対策事業として防犯ブザーの配布、学校安全カルテの作成、防犯カメラ・電子錠・カメラ付きインターホンの設置、トランシーバー及び緊急時一斉連絡システムの導入を行ってきたが、これらの効果を検証・評価した上で、事業の再構築を行う。

## 7 外部評価委員会による評価

平成24年度外部評価実施済施策

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・発達障害のある児童・生徒の対応や小1プロブレム、いじめ、不登校等については、人材を適切に配置することで一定の成果を上げている。さらなる**施策の推進のため、事業の目的・効果の精査、人材や関係機関等の機能・役割分担の整理について継続して取り組むほか、人材の量的水準の妥当性について検証する。**また、これらの内容を区民に分かりやすく示すとともに、効果的な連携のあり方について引き続き検討する。

・校舎等の**新增設・改修については、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。**

・**教育センターの機能をより充実させ、学校と実効的に連携できる仕組みづくりを推進する。**

# 施策 10

## 地域や教育関係機関との連携による教育力の向上

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(学校支援課)  
 関係部長(課) 教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

### 1 施策が目指す江東区の姿

地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

### 2 施策を実現するための取り組み

①地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムを構築するとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方を検討するなど、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組めます。
②開かれた学校(園)づくり	広報誌の発行や、学校公開の実施などにより開かれた学校(園)づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
③教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します。

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年に改正された教育基本法に学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれる中で、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。</li> <li>学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や地域住民などが学校運営に参画している学校づくりが求められる。</li> <li>地域社会全体での教育を図るため、教育情報の共有化がますます求められる。</li> </ul>

### 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。</li> <li>学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育に関する情報が広く行き届くよう情報提供の充実が求められる。</li> <li>教育広報誌の全戸配布により学校教育の現状や教育に関する取り組み等の教育情報発信が充実する</li> </ul>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
39	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（小学校）	校	1	1	1	3	5		10	学校支援課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数（中学校）	校	0	0	1	1	2		5	学校支援課
40	学校とのコミュニケーションがよく取れていると思う保護者の割合	%	48.7	51.3	44.0	43.9			55	指導室
41	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数（小学校）	校	16	16	14	41			44	学校支援課
	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている学校数（中学校）	校	4	4	5	10			23	学校支援課

5 施策コストの状況					
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算	
トータルコスト	64,042千円	60,087千円	70,041千円	77,802千円	
事業費	11,591千円	11,330千円	17,151千円	24,166千円	
人件費	52,451千円	48,757千円	52,890千円	53,636千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
<b>(1) 施策における現状と課題</b>	
<p>◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。</p> <p>◆長引く不況による保護者の就業の不安定化等がPTA活動の低迷を招いている。父親やPTA活動に無関心な層への啓発が必要である。</p>	
<b>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性</b>	
<p>◆教育委員会広報を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細やかな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実に努めていく。</p> <p>◆開かれた学校づくりの推進に資するよう地域の教育力の主体であるPTAの活動を支援し、活性化を図る。</p> <p>◆学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていく学校支援地域本部事業を拡大していく。</p> <p>◆大学、企業等との連携については、学校の教育活動の充実に向け、積極的に情報提供を行うなど、推進に努めていく。</p>	

## 7 外部評価委員会による評価

### 施策の目標に対して、成果は上がっているか

- ・設定されている指標値は順調に改善している。
- ・実際の取組状況についても、地域の関係主体の状況や意図をくんで展開されており、施策としての成果は上がっていると考えられる。

### 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

- ・学校教育の地域連携は、社会的状況・ニーズからみて重要性が高まっている分野であり、そうした動きに対応した取組みといえる。また、学校現場にも目を配りながら、教職員の理解や要望を確かめながら施策展開されていると理解できる。
- ・より多くの区民に教育広報誌「こうとうの教育」を読んでもらうため、「こうとう区報」との併配により全戸配布していることを評価する。

### 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

- ・本施策は、特に地域住民(PTA、保護者、町会等)、企業、大学との具体的連携について、区内各地域の実情に合わせて体制化していくことがきわめて重要である。区の学校支援地域本部事業や産学連携教育の取組は、現在のところ、そうした体制作りには十分かつ適切に配慮されている。
- ・大学、企業等との連携についてはさらなる連携強化を推進するとともに、その成果の検証を求める。
- ・区民との協働の観点から、PTA活動に無関心な層への啓発は大きな課題である。課題解決に向けた具体的な取組み・役割分担が見えない。

### 施策の総合評価(今後の方向性)

- ・学校の「教育力」は、教員自身の力量を上げることに加え、学校を取り巻く主体を学校現場に呼び込みながら教育資源化していくことによっても向上できる。「開かれた学校」というスローガンのもと、区では学校支援地域本部事業や産学連携教育を中心に、この点を踏まえた施策を着実に展開していると評価できる。
- ・今後、学校支援地域本部事業については、地域毎の特徴を踏まえ、南部地域における体制づくりを進めていくことになるが、地域実情を踏まえつつも、区として学校・地域連携の江東モデルづくりを目指してさらに施策を推進していただきたい。

### その他(改善点等)

特になし

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・学校支援地域本部が有効に機能するよう、積極的な事業推進に取り組むとともに、事業実施校の拡大を図る。
- ・開かれた学校づくりに向け、地域住民・企業・大学との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、目指すべき全体像を整理した上で、**実効性のある取組みを検討する。**
- ・学校や他部署と連携しながら、地域の実態を踏まえつつ、各地域の教育力を高める取組みを推進する。

**1 施策が目指す江東区の姿**  
 地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

**2 施策を実現するための取り組み**

①児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
②地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、地域住民や団体が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>区は、現行の児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、児童虐待通告の一義的窓口として、事実確認等を行うとともに、江東区要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関の連携を図りながら、必要な支援に努めている。</p> <p>平成21年9月、東京都が定めた「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」により、都の児童相談所と区市町村の円滑な連絡・調整の基本的なあり方が示され、都区の連携を進める基礎となっている。</p> <p>平成22年に近隣区で児童虐待による死亡事件が発生したことなどから、区民の関心や関係者の危機感が高まっている一方、近隣や近親者相互の人間関係の希薄化もあり、社会全体でこどもを育てていく必要性が高まっている。</p> <p>家庭教育支援施策については、教育基本法第10条第2項に「国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる」よう努める旨、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に努める旨が規定されている。さらに平成20年7月教育振興基本計画に特に重点的に取り組むべき事項として「家庭教育支援」が位置づけられた。</p> <p>臨海地域における高層マンション建設の急増により、子育て支援諸施策の対象となる世帯が急増している。豊洲地区では、児童虐待の通告件数も増加しており、その規模は既存の町会、民生・児童委員など地域コミュニティの支援力を超えたものとなっている。</p>	<p>児童虐待は、身体的・精神的・社会的・経済的なりスクが複雑にからみ合っていると捉えられているが、児童人口増加と、相談窓口や通告に関するより一層の普及啓発により、当面、相談対応件数の増加傾向が続くものと見込まれる。児童虐待への対応については、一義的対応を行う区市町村への期待とともに、対応能力強化が求められていくものと考えられ、関係機関との連携も一層推進していくことが必要となっていく。</p> <p>こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続き、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭、孤立し多様な困難を抱える家庭が増加する。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p>

**3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>江東区における児童虐待相談対応件数は、平成20年度には386件であったが、平成24年度には427件となり、増加傾向にある。緊急対応を要する身体的虐待もあるが、児童虐待の多くは施設保護に至らない地域在宅支援ケースであり、重症化や再発の防止に向けて、地域において関係機関が連携して支援していく必要がある。</p> <p>家庭教育学級事業への参加者は、平成20年度1,745人、平成21年度1,745人、平成22年度2,063人、平成23年度2,413人、平成24年度2,263人である。幼児を持つ親の家庭教育学級、小学生の親の家庭教育学級、中学生の親の家庭教育学級、地区家庭教育学級などがある。</p> <p>初婚年齢の高齢化、第1子出産年齢の高齢化、就業率の向上などにより学習者の学習ニーズは多様化、個別具体化している。</p>	<p>こどもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える児童虐待に対し、虐待の状況を適切に判断して速やかに対応することが求められる。児童相談所等との連携を強化するとともに、対応力の一層の強化充実が必要となる。また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上とともに生活環境の改善に向けた支援が求められる。</p> <p>各保育施設・教育機関は、こどもの日常の変化を身近に感じられる重要な場所であり、安全を守るための場所でもある。虐待を未然に防ぐためにも、区や関係機関との協力体制の確立が強く求められる。</p> <p>子をもつ親をとりまく情報環境は多様になっているがインターネット情報には不確実なものも多い。こどもの成長・発達に関する確かな理解や、スキル、基礎的生活習慣が身につく学習機会が必要となっている。</p>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	担当課
42 児童虐待相談対応件数（年間）	件	415 (20年度)	437	405	427			—	子育て支援課
43 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	%	38.9	43.8	47.2	43.6			70	子育て支援課
44 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数（累計）	人	1,745 (20年度)	2,063	4,476	6,739			12,215	庶務課

### 5 施策コストの状況

	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	106,359千円	88,594千円	115,610千円	114,786千円
事業費	34,715千円	21,731千円	38,762千円	37,147千円
人件費	71,644千円	66,863千円	76,848千円	77,639千円

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数も増加傾向にあり、即時保護を要するケースが増加するなど、深刻な状況である。平成18年度より児童虐待への対応について子ども家庭支援センターと連携した体制を整備するとともに、平成19年に虐待防止のための関係機関連携マニュアルを作成、更に平成21年には区医師会の提案、協力により他自治体に先駆けて虐待防止のための医師、医療機関向けの連携マニュアルを作成し、区医師会の協力体制づくりを行っている。また、平成21年度からこどもショートステイ事業を、平成22年度から養育支援訪問事業を開始した。また、平成23年度からは子育てスタート支援事業及びこども家庭支援士訪問事業を開始したところである。児童虐待への専門的な対応力を向上させるとともに、虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実、要支援家庭への適切な援助と見守りについても、地域ネットワークの強化を目指した取り組みが必要である。

放課後児童の見守りとして、学童クラブや江東きつずクラブが虐待の発見の場になるケースがあり、関係機関との連携を充実させる必要が生じている。

都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談対応や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会による関係者間の連携を強化し、虐待予防の取り組みを強化する。養育の困難な家庭に対しては、相談や支援、こどもショートステイ事業などを有効に活用して、虐待の未然防止に取り組んでいく。

また、児童虐待・養育困難への対応として、要支援家庭に対し、関係機関が連携して適切なケア・支援を行い、再発防止や家族関係の修復のための支援に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。

具体的な事業として、養育支援訪問事業では、こどもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、児童家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある訪問型児童家庭支援士が、要支援家庭に定期的かつ継続的に訪問し、要保護児童に対する様々な生活支援を展開することで、地域社会の子育て、見守り機能の強化を図っていく。

また、地域・家庭における教育力の向上を図るためには、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことが重要である。区立幼稚園・小学校・中学校PTAを対象とした家庭教育学級に、私立幼稚園・公立保育園父母の会を加える。家庭教育学級を、PTA等地域教育力の主体となる団体と協働展開し、地域の子育て経験者など、地域人材の積極的な活用を図っていく。また、教育関係機関と連携し、訪問型家庭教育支援事業を展開する。

## 7 外部評価委員会による評価

平成24年度外部評価実施済施策

## 8 二次評価<区の最終評価>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・児童虐待防止に向けた取り組みについて、こども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図り、効果的・効率的に各事業を実施する。
- ・児童虐待への対応について、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化を図る等、区・地域・関係機関等の役割の明確化と連携強化を図り、対応力の強化に向けた積極的な取り組みを行う。
- ・要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけを明確にし、児童虐待予防、再発防止等に努める。
- ・地域・家庭における教育力の向上について、目的と手段が適正かについて検証し、より効果的な事業展開を図る。
- ・児童相談所の区移管について、都区間の動向を注視しつつ、状況に応じた適切な対応を図る。

# 施策 12 健全で安全な社会環境づくり

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(放課後支援課)  
 関係部長(課) 地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、子どもたちがのびのびと成長しています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室(げんきっず)と学童クラブの連携・一体化をはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。
②こどもの安全を確保する地域環境の創出	こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

## 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区の人口は、急激に増加しており、それに伴い年少人口も増えている。</li> <li>平成19年に創設された国の「放課後子どもプラン」を受け、平成21年度に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、江東きっずクラブ(放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業)の全小学校展開を計画した。</li> <li>平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。</li> <li>区内において、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなるが、平成31年度までに「江東きっずクラブ」を全小学校で展開するほか、児童館事業等関連する事業を推進して対応する。</li> <li>子ども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、子ども・若者が抱える問題はさらに複雑化する。</li> </ul>

## 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内において、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。</li> <li>集合住宅が増加する中、建物の構造上、こども110番の家事業への協力が得にくい状況が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後一層、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きっずクラブ」を実施していない小学校区の保護者からの要望が増すと思われる。</li> <li>新住民の地域活動への不参加により、子どもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加が求められる。</li> </ul>

## 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
45	放課後子どもプランを実施している小学校数	校	0	4	11	16	21		24	放課後 支援課
46	子どもにとって地域環境が安全であると思う区民の割合	%	26.8	30.3	30.7	30.8			50	青少年課

5 施策コストの状況					
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算	
トータルコスト	3,535,249千円	3,266,474千円	3,615,802千円	3,728,976千円	
事業費	1,959,542千円	1,800,423千円	2,071,677千円	2,206,396千円	
人件費	1,575,707千円	1,466,051千円	1,544,125千円	1,522,580千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
<b>(1) 施策における現状と課題</b>	
<p>◆「こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保」について、25年度に「江東きつずクラブ」を5箇所開設、21校での実施となった。就労している家庭等の児童小学（1～3年生）については江東きつずクラブB登録、就労していない家庭等の児童や小学4～6年生については江東きつずクラブA登録を整備し、放課後を安全に過ごすことのできる場「放課後の居場所の確保」に取り組んでいる。一方、地域状況の変化や「江東きつずクラブ」の開設に伴い、登録児童数が減少している学童クラブが見られるため、これらの学童クラブへの対応が課題となっている。</p> <p>◆平成25年2月に「児童館に関する運営方針」を定めた。その中で、小学校高学年を対象としたプログラムや居場所作りの充実、乳幼児及び保護者に対する事業の充実、中学生（高校生）支援の充実、異世代交流の支援などに取り組むことを決定し、児童館事業をより充実することを決定した。</p> <p>◆「こども110番の家事業」や登下校時の区民の見守り活動の充実は、集合住宅が増加する中、建物の構造上、こども110番の家事業への協力が得にくい状況が発生している。また、集合住宅の偏在もあり人口に比較し協力者が少ない地区が発生している。協力者を増やし区内全域にまんべんなく浸透させていくことが課題となる。</p> <p>◆他の自治体で児童の列に車が突入するという事故が発生している。こうした事故を未然に防ぐため平成24年度に江東区・警察・道路管理者による三者合同通学路安全点検を実施した。この結果を踏まえ、三者により通学路の安全対策の強化に努めている。</p>	
<b>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性</b>	
<p>◆「江東きつずクラブ」や学童クラブは放課後の小学生の居場所・生活の場の確保を目的としている。学童クラブの需要の高い地域や学校の改築・改修工事、学校・保護者の要望等を考慮して、「江東きつずクラブ」の開設を進めていく。また地域状況の変化や「江東きつずクラブ」の開設等に伴い、登録児童数が減少している学童クラブについては、一定の基準を定め、休室や廃止を含めた対応を検討していく。</p> <p>◆児童の健全な育成を図ることを目的としている児童館は、「児童館に関する運営方針」に基づき、児童館事業をより一層充実させていく。</p> <p>◆「放課後子どもプラン事業」や「児童館管理運営事業」等の様々な事業に取り組み、こどもたちの安全で健やかに過ごすことができる場の確保に取り組んでいく。</p> <p>◆「こども110番の家事業」に協力者が少ない地区に積極的に働きかけるとともに、業界団体等にも協力の呼びかけを継続していく。また、地域の各種団体による自主的なパトロール活動にも支援を行い、こども110番の家事業の補完を図っていく。区及び地域等が一体となって「健全で安全な社会環境づくり」を実現していく。</p> <p>◆児童の登下校時等に配置している児童通学案内等業務従事者については、児童の安全確保のため、学校・地域からの配置要望が強い。今後、各学校の通学路の状況に合わせた適正な配置に努め、児童の安全確保を行っていく。</p>	

## 7 外部評価委員会による評価

### 施策の目標に対して、成果は上がっているか

- ・区民へのアンケート調査結果の数値も増加しており、「江東こども未来プラン」による7つの基本目標は着実に実行されていることから、施策の目標に対して成果が上がっているものと評価できる。ただし、「安心」のとらえ方については地区別の特性を詳細に分析した、よりきめ細かい対応が求められる。
- ・江東きっずクラブについては、計画的かつ体系的に事業が進捗しているものとみられる。目標に対しても順調であり、また客観的事実を踏まえた今後の目標変更も視野に入っていることが確認された。
- ・こども110番の家事業については抑止力が認められる。また、「こども110番の家」を増やす方策として、今までの個人への依頼から、地域の中にある商店街、企業への働きかけを試みていることは評価できるが、協力が得られにくいマンション地帯における新しい事業方法の検討があまり進んでいないことが課題である。

### 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

- ・江東きっずクラブは、保護者アンケートによっても、高い評価や実施要望を得ており、概ね区民ニーズに合った取り組みを実施していると考えられる。
- ・地区ごとに、不安を感じさせる状況の違いがあるものとみられ、アンケートを詳細に分析したうえで、よりきめ細かい対応を施す余地があるものとみられる。住民を巻き込んだ新たな発想による新規事業に着手することを期待したい。

### 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

- ・区・警察署・学校が連携し、通学路に誘導員を配置する、必要に応じてガードレールを設置する等、区内全小学校の児童の通学路のチェックを実施し、児童の安全性を確保している取り組みを行っている。それぞれが連携し、協力する体制ができていることから役割分担は適切に行われているものとする。
- ・「地域住民、団体と区が一体となって」きっずクラブの運営に取り組んでいることが評価できる。

### 施策の総合評価(今後の方向性)

- ・施策としては総合的によい評価ができる。ただし、本区の場合、幼児・児童の増加する新しい住民層の多い地域と既存市街地との違いなど地区毎に異なる特性を持っているため、安全な社会環境として何を前面に打ち出すのか(例えば「事件・事故に遭わない」「自分で自分を守る」など)、地区別の特性を踏まえた安心感づくりが課題である。

### その他(改善点等)

特になし

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・江東きっずクラブについて、10年間で全ての小学校で実施するという計画を着実に実施する。
- ・江東きっずクラブ及び学校支援地域本部事業の展開を踏まえ、既存事業の目的・効果を精査し、整理・見直しを検討する。
- ・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、地区別の特性を踏まえた上で、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。

## 1 施策が目指す江東区の姿

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
②青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度より法務省の主導により「更生保護サポートセンター」の設置が急がれている。</li> <li>平成21年4月、「青少年インターネット環境整備法」が施行された。</li> <li>平成22年4月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定された。困難を抱える若者に対し、国・自治体の縦割り行政の弊害を踏まえ、調整機能を持つ相談事業や支援ネットワークの構築が求められている。若者を取り巻く不安定な就労環境の中、フリーターやニートの数は全国的に高水準で推移し、悩みを抱える親も増加傾向にある。</li> <li>平成25年1月に中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」の答申が出され、変化が激しい社会において、青少年が多く体験活動を実践することにより「社会を生き抜く力」を獲得することが重要であり、そのための環境整備等が行政等関係者の責務であるとされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での更生活動が充実しなければ、再犯の防止や、青少年の非行行動の防止が図られず、安全な地域づくりを阻害する。</li> <li>インターネットを介しての有害情報にさらされることも若者が増加する可能性がある。</li> <li>不安定な就労環境が継続すれば、若者に必要な職業能力が身につかず、今以上に就労需給のミスマッチが発生する。また、社会全体に閉塞感が漂う中では青少年のひきこもりや自殺者数も増加する可能性がある。</li> <li>様々な青少年が抱える問題を、区・地域が連携して解決するネットワークがなければ、ひきこもりやニート等困難を抱える若者の数は増加していく。</li> <li>青少年期に必要な体験活動に参加する機会が減少していく。</li> </ul>

### 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>進学実績等直接的効果が期待できる学習塾や習い事に子どもたちの生活時間の多くが割かれ、且つ低年齢化し、様々な体験活動やボランティア活動に参加するこどもの数が減少している。学校や家庭に安らげる居場所がないと感じるこどもや、人とのコミュニケーションを通じて規範意識を育むべき思春期を生きるこどもたちのために、適切な支援が得られる居場所が求められている。</li> <li>現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取り組みが地域で活性化している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測される。</li> <li>ボランティア活動やジュニアリーダー活動等への参加児童減少は、地域人材の育成に影響を及ぼし、地域を支える人材の枯渇につながる。</li> <li>青少年を適切に支援する体験活動や居場所を確保しなければ、豊かな人間性を育める機会を逃し、情報の氾濫するインターネットやゲーム等への依存が進み、自立性が阻害されたり犯罪に巻き込まれる恐れがある。</li> </ul>

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
47	地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	140 (20年度)	158	167	166			150	青少年課
48	青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	776 (20年度)	842	838	729			930	青少年課

5 施策コストの状況					
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算	
トータルコスト	312,094千円	291,071千円	313,793千円	316,321千円	
事業費	120,698千円	113,118千円	121,362千円	122,565千円	
人件費	191,396千円	177,953千円	192,431千円	193,756千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
<b>(1) 施策における現状と課題</b>	
<p>◆青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっており、この状況を継続していく必要がある。◆施策のテーマとして薬物乱用防止や非行等に加え、ニート・ひきこもり等困難を抱える青少年への支援策が喫緊の課題であり、実務者レベルでの情報交流、行動連携が必要と思われる。◆中・高校生の居場所づくりを青少年センターにて取り組んでいるが、さらなる充実が求められる。◆青少年指導者、とりわけジュニアリーダーの人数が減少しており、次世代育成の取り組みに困難さが増している。背景には受験勉強や習い事の低年齢化、こどもたちの自由な時間の減少があり、指導者育成事業に対する保護者の理解をいかに得るかが課題である。</p>	
<b>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性</b>	
<p>◆これまで築き上げてきた信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・青少年センター）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。◆課題ごとに実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組み、課題解決の実効性を図っていく。◆ひきこもりやニートなど困難を抱える若者に対する支援を専門知識と実績を有する民間事業者と協働して進めていく。◆中・高校生の居場所づくりをアウトリーチや中・高校生自身の参画を図ることで、より充実させていく。◆青少年指導者（ジュニアリーダー）の育成は、対象となる児童や保護者の理解が得られるよう、講習のあり方やPRなどをより工夫するとともに、講習会終了後のレベルアップや活動の場の確保を地域連携のもとで取り組んでいく。</p>	

<b>7 外部評価委員会による評価</b>
<b>施策の目標に対して、成果は上がっているか</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策実現に関する指標、担当者の説明、『データブック2013』のいずれからも本施策に対応した区の実態が見えてこないため、いかんとも評価しがたい。この施策の趣旨・目標は総論としては理解できるが成果の確認・検証が困難である。</li> </ul>
<b>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態が掴めていないということは、ニーズが把握できていないということである。</li> <li>・ボランティア活動やジュニアリーダー活動への参加者の減少の意味を分析し、現状のやり方に問題はないか、何のための活動なのか改めて検討する必要があるのではないか。</li> </ul>
<b>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の人材を活用した」施策であるにも関わらず、従前からの青少年問題協議会が存在するという点以外に協働の様子が見えてこない。</li> <li>・国の機関が行うべき分野、他の専門機関が前面に立って取り組むべき内容、地域全体に広汎に広報・啓蒙すべき行政機関の役割など問題解決方策の棲み分けが必要と感じる。国がやるべきこと、都がやるべきことが多い中であっても、基礎自治体である区でなければできないような施策が描けていない。</li> </ul>
<b>施策の総合評価(今後の方向性)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、都との役割分担、区民ニーズを十分に踏まえた施策内容の抜本的見直しが必要と思われる。実態把握ができないなかで今までの施策をそのまま受け継いでいるだけでは課題が増えるだけではないだろうか。ネット犯罪、薬物、非行、引きこもり、うつ、ニートなどの問題は、その実態が表面化したときにはかなり深刻な状況になっていることが少なくない。またそれらは青少年個人の問題ではなく、家族全体の問題であることも少なくない。有効な施策とは未然に歯止めをかけるためのものである。状況を把握し、予防策と対応策の早急な検討に取り組まれることを期待したい。</li> <li>・青少年をめぐる事件がある中で、今後起きうるであろう青少年への危険に対し、行政としてどのように対処すればよいか、試行錯誤ながらも実施することは重要である。</li> </ul>
<b>その他(改善点等)</b>
特になし

<b>8 二次評価&lt;&lt;区の最終評価&gt;&gt;</b>	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や都、その他関係機関との役割分担の明確化、連携強化により、非行問題や薬物問題等に的確かつ効率的に対応できるネットワークづくりに取り組む。</li> <li>・現行の事業の成果を明らかにした上で、その目的及び効果を改めて精査し、施策の目標を達成するための方策の見直しを検討する。</li> <li>・本施策をとりまく区の実態や区民ニーズを把握する方法を検討する。</li> </ul>	

**1 施策が目指す江東区の姿**

後継者・技術者が確保され、地場産業である製造業を中心に区内の産業が活性化されるとともに、情報処理産業を中心とした大企業との連携の強化により、新旧の異業種の共存共栄が実現されています。

**2 施策を実現するための取り組み**

①経営力・競争力の強化	急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できる経営力をつけるため、制度融資による経営の根幹への支援とともに、ITを活用した情報発信等、中小企業のネットワークを強化します。また、新技術開発・特許・環境認証取得等による競争力・技術力の強化を図り、産学公連携を活性化させます。
②後継者・技術者の育成	次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち、生涯の職として考えてもらえる機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるように支援します。さらに、都立産業技術研究センターと連携を強化しさまざまな技術者育成に活用します。
③創業への支援	制度融資・相談・セミナーを行い、区内で起業しやすい環境を整え、堅実な創業に対する支援を行い、優良な創業者を育成します。

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>世界的な不況、環境問題や、エネルギーの制約、少子高齢化などにより経済は停滞に直面している。平成22年から継続されていた中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了したことに伴い、金融機関から経営計画の見直しを迫られている企業や、倒産企業の増加を招いている。</li> <li>中小企業憲章策定(平成22年6月閣議決定)</li> <li>平成23年3月東日本大震災による直接被害や、売上の減少、資金繰りの悪化。</li> <li>平成25年5月かねてからの円高から円安への政府主導による転換。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業金融円滑化法の終了に伴い、倒産に追い込まれる企業や経営計画の見直しを迫られる企業が発生するなど、企業経営における厳しい環境は更に続くことが想定される。</li> <li>区内中小企業(特に製造業)の減少によりモノづくりの衰退が懸念される。</li> <li>技能者の高齢化が進み、技能の伝承ができずに技術力・競争力が衰退する。</li> <li>少子高齢化により経済規模が縮小するため、事業所数の減少が予想される。</li> <li>円安への転換に伴い、長期金利の上昇が予測される。</li> </ul>

**3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>産業構造、流通構造の変化など経営環境が厳しくなる中で、取引先との連携強化、人材育成などの現状施策の強化と、IT化による経費節減、販路拡大、産学連携による技術開発等への取り組みが求められている。</li> <li>創業や新事業展開及び新製品・新技術開発に対し、資金面・ノウハウ等多面的な支援が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業構造の変化への対応、中小企業金融円滑化法の終了や東日本大震災による影響などから、施策に対する区内の中小企業の要望も増加・多様化する。</li> <li>IT化の遅れがビジネスチャンスの喪失を招くとともに、技術革新の遅れによる技術力の低下がモノづくり産業の競争力を弱める。</li> <li>後継者不足、人材不足により、技術力が衰退し、事業の継続が難しくなる</li> </ul>

**3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業**

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
49	事業所数（工業）	事業所	2,380 (17年度)	2,141 (20年度)					—	経済課
	事業所数（商業）	事業所	4,550 (19年度)	5,243 (21年度)					—	経済課
50	製造業における従業員数	人	17,090 (17年度)	16,881 (20年度)					—	経済課
51	K-NETアクセス件数	千件	200 (20年度)	161	206	193			230	経済課
52	地場産業の出荷額	百万円	151,790 (17年度)	150,346 (20年度)					—	経済課
53	創業支援融資貸付件数	件	49 (20年度)	56	48	39			—	経済課

5 施策コストの状況				
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	1,126,630千円	694,692千円	1,159,065千円	1,025,862千円
事業費	1,022,422千円	597,762千円	1,054,707千円	928,620千円
人件費	104,208千円	96,930千円	104,358千円	97,242千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>
<b>(1) 施策における現状と課題</b>
<p>区内の事業所は、従業員20人未満の小規模企業が多く、昭和56年の2664カ所をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、伝統技術を保持している事業所が含まれている。</p> <p>これらの原因には、安価な外国製品の流通や若者の製造業離れといった社会経済状況の変化、後継者の不足、伝統技術継承者育成の困難性、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業が考えられる。</p> <p>また、東日本大震災により、多くの事業所が経営に影響を及ぼしている。</p> <p>こうしたことから、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援が求められている。</p>
<b>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性</b>
<p>◆立ち遅れ気味の中小企業のIT化支援のため、「K-NET」やIT相談・ITセミナーおよび、ホームページの作成支援等の更なる充実を図る。</p> <p>◆中小企業の活性化を図るため、新製品・新技術補助事業における研究開発支援を充実する。</p> <p>◆産学公連携の充実のため、中小企業のニーズと大学のシーズの適切なマッチングを図るとともに共同研究補助の拡充を図る。また、伝統工芸の発展・継承のため、職人と大学とのコラボにより現代に通じる作品を制作・商品化し、販路拡大を図る。</p> <p>◆積極的なセミナーの開催や相談業務等の充実により、区民の創業を支援する。</p> <p>◆中小企業の資金調達支援の強化を図るべく、社会経済情勢に応じた融資制度の充実を図る。</p>

7 外部評価委員会による評価
平成24年度外部評価実施済施策

8 二次評価<< 区の最終評価 >>	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種助成事業に関しては、事業の目的・効果を精査し、より一層の整理・見直しを検討する。</li> <li>・区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、産学公連携による研究開発や後継者育成に積極的に取り組む。</li> <li>・中小企業のニーズを把握しつつ、効果的なIT支援をより積極的に推進する。</li> </ul>	

# 施策 15 環境変化に対応した商店街振興

主管部長(課) 地域振興部長(経済課)  
関係部長(課) 福祉部長(福祉課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①利用しやすい商店街の拡充	商店街が取り組む空き店舗の有効利用や、独自サービスに対する支援を充実させ、楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。
②商店街イメージの改革	シンボルマーク・キャッチフレーズの策定や、特色ある外観の創出など商店街が行うPRに対し、積極的な支援を行います。

## 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
大型店の進出またはインターネット販売などによる購買機会の多様化による影響に併せて、集客の核となる店舗及び後継者の不足など、一連の問題が複合的に商店街を疲弊させ、店舗の廃業や休業につながり、空き店舗が増加し活気が失われつつある。一方で、平成21年に地域商店街活性化法が施行され、地域コミュニティの担い手としての役割が期待されている。	会員数の減少や役員の高齢化とともに、商店街数の減少傾向が続き、商店街機能を維持することや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取組み等の機能を備えることが困難となる。

## 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
コンビニエンスストア等の品ぞろえの多様化やネット販売の普及で、買い物のあり方が変化している一方で、以前のような商店街の賑わいの復活を求める声もある。地域からは、従来の機能に加え安全・安心、子育て、エコ活動およびまちづくりへの寄与や住民交流のためのスペースの提供のほか、少子高齢化に備えた街としての機能強化など、商店街に対するニーズは多様化している。	廃業・休業する店舗の増加により、商店街では業種構成が不足し、身近な商品・サービスの提供が限定され、高齢者を中心に、近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。また、商店街の組織力低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることが困難となる。

## 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
54	1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	日	2.0	2.1	2.1	1.9			3.5	経済課
55	賑わいが増したと回答した商店街の割合	%	11.1	14.8	—	15.1			20	経済課
56	魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	39.2	41.8	40.2	39.2			50	経済課

5 施策コストの状況					
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算	
トータルコスト	193,041千円	147,323千円	180,678千円	215,894千円	
事業費	148,755千円	106,160千円	136,154千円	169,551千円	
人件費	44,286千円	41,163千円	44,524千円	46,343千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
<b>(1) 施策における現状と課題</b>	
<p>◆消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、個店経営者の高齢化、後継者難による基礎体力の低下など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。商店街組織を維持していくためには、個店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。</p> <p>◆また、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの賑わいを創り出し、生活にうるおいと豊かさを提供するコミュニティの核としての役割を担うことも期待されている。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる機能を商店街が備えるためにも、様々な角度から商店街を支援していかなければならない。</p>	
<b>(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性</b>	
<p>◆個人商店ならではの、大型店舗にはない個性的な品揃えや、消費者ひとり一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる商店の創出を支援する。</p> <p>◆空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなしなど特徴ある商店街の実現を目指す。</p> <p>◆商店会が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。</p> <p>◆商店街が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。</p> <p>◆商店街が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。</p> <p>◆産業実態調査により得た商店街を取り巻く環境等の基礎資料や、繁盛している各商店街が取り組んでいる事業や個店の活性化策などを基に、区民および商店街のニーズを踏まえたきめ細かな支援策等、魅力ある商店街の形成に向けた新たな施策を推進する。</p>	

<b>7 外部評価委員会による評価</b>	
<b>施策の目標に対して、成果は上がっているか</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目的や目標設定がまだ曖昧であり、現時点で目に見える成果はあがっていない。今後の成果が上がる見通しについても明らかでない。</li> <li>・大型店舗の出店やインターネットの普及による商取引の環境変化など、商店街振興にマイナスとなる要因が減少するとは考えられないため極めて成果の上がりにくい施策の1つといえる。</li> <li>・本施策が目指す姿として、誰にとって魅力ある商店街なのか。「区民にとって」魅力ある・・・とした時点で総花的になり、結局、何もしていないのと同じになる。「商店街自身が考える、自分たちにとって魅力ある」商店街を形成することが必要である。区は、商店街が自己満足するような後方支援をしていく必要があると考える。</li> </ul>	
<b>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・53の商店街の支援ニーズ・意向は、いまだ分析途上であり、利用者・購買者側のニーズも明らかになっていないとはいえない。まずは「産業実態調査」の結果を十分に分析し、施策に取り組んでほしい。</li> <li>・区民ニーズは多様であり、社会状況も刻一刻と変化するものであるため、これらに対応することは難しいと考える。区民ニーズに対応するのは、各商店街(の各商店)の努力である。各商店街が自発的に取り組めるよう、江東区は後方支援するのが役目と考える。</li> </ul>	
<b>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この施策は、当事者たる商店街との「協働」なくして成り立たない。区は、各商店街が自らどのようになりたいかを明らかにさせるための材料を適切に与えるとともに、商店街が行動を起こすことに寄り添うことでしか、実効性は期待できないと考える。この点から、区が自らの役割をどう考えているか整理しきれているとは言えない。また、商店街も江東区に依存してしまっていないか疑問である。</li> </ul>	
<b>施策の総合評価(今後の方向性)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区は、規模も特性も異なる53の商店街を振興するという極めて難しい課題に取り組んでいる。商店街振興は、当事者たる商店街が自ら将来像を描き、行動することが前提と考える。いま行っている設備補助・イベント補助は重要であるが、個店・商店街の自主性や組織化を高めることについて区がどのように取り組もうとしているのか、その工夫や仕掛けが見えない。</li> <li>・江東区は人口が増加している。その意味では、商店街は市場が拡大しているため、その気になれば、商店街の活性化は可能と考える。江東区の役割を再度考え、今後のまちづくりにおいて、商店街の機能をどう位置付けたいのかについても発信していく必要がある。</li> <li>・いま進めている産業実態調査等をしっかりと完了させ、区民ニーズ等について客観的な情報を商店街に提供するとともに、それをもとに商店街自身が考え行動するプロセスに区がどう寄り添っていくのかを明らかにして、具体的に組み込まれることを期待したい。</li> </ul>	
<b>その他(改善点等)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人商店の個性的な品揃えから、商店街の賑わいが生まれれば、都市美化や犯罪の防止につながるという期待もある。都市の希薄になりがちな人間関係も、コミュニティの場があることで改善が期待ができる。商店街とスーパーの役割は異なると思う。</li> <li>・商店街を利用する消費者の通行量調査を提案する。従来指標としている数値はアンケート結果によるものゆえ、データの消費者が減少しているのか否かを把握してはどうか。</li> </ul>	

<b>8 二次評価&lt;&lt;区の最終評価&gt;&gt;</b>	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街や消費者のニーズを把握するために、産業実態調査の結果を分析し、必要な情報を商店街と共有しながら、今後の施策展開を検討する。</li> <li>・観光事業と連携した商店街の活性化方策について検討する。</li> </ul>	

**1 施策が目指す江東区の姿**

消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

**2 施策を実現するための取り組み**

①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	日々複雑多様化する区民からの相談に適宜適切な解決策の提示を行います。また、困難な事案に対しては、関係機関と協力して対応し、迅速な解決を図ります。

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年12月 改正特定商取引法の電子メール広告規制(オプトイン規制)施行</li> <li>平成21年5月 消費者庁関連3法が成立、同年9月1日消費者庁創設</li> <li>改正貸金業法(総量規制)平成22年6月完全施行</li> <li>平成23年9月 金融商品取引法改正</li> <li>平成23年10月 宅地建物取引業法施行規則改正(悪質勧誘禁止)</li> <li>平成24年8月 特定商取引法改正(訪問購入の追加)</li> <li>平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布</li> <li>平成24年8月 消費者安全法改正(消費者安全調査委員会の設置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化していくので、関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていかない。</li> <li>通信網の発達や情報通信機器の利便性向上及び小型化等により端末機器等の普及が拡大することに伴い、金融経済知識や社会的経験に乏しい学生や未成年等の若者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化し消費者被害が増加していく。</li> <li>高齢者の増加に伴い、高齢者を狙う悪質商法が巧妙かつ多様化して消費者被害が増加していく。</li> <li>食と放射能の問題により、今後も食物に対する消費者の不安心理や不信感が継続する。</li> </ul>

**3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化**

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>製品や食品に対するリスク・事故等に対し消費者の不安要素が高まっているなか、被害の拡大防止、風評被害の防止等のため、安全対策や問題解決へ向けた迅速で適切な情報提供や助言・指導が求められている。</li> <li>高齢者や若者を対象とした悪質商法に対する未然防止のための取組みや被害者の相談に対する迅速で的確な助言、解決が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身の回りの製品や食品の安全性、個人情報の不正使用、消費者被害の発生・拡大等、消費者を取り巻く社会環境に対する不安要素が増大していく。</li> <li>食の安全・安心に対する取組や動向に対する消費者の関心は高く正確で迅速な情報の提供が求められる。</li> <li>消費者心理を利用した悪質かつ巧妙な手口が増加し、高齢者や若者など特定の世代を対象とした被害がさらに増えると考えられる。</li> </ul>

**3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業**

Content is empty in the original image
--

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
57	消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	35.0	34.0	32.7	33.8			65	経済課
58	消費者相談の解決割合	%	13.26 (20年度)	12.8	11.3	13.4			20	経済課

5 施策コストの状況				
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算
トータルコスト	62,918千円	59,745千円	54,915千円	58,623千円
事業費	26,800千円	26,044千円	28,325千円	28,826千円
人件費	36,118千円	33,701千円	26,590千円	29,797千円

6 一次評価《主管部長による評価》
(1) 施策における現状と課題
生活基盤の一つである食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費者の関心が高まっている。そのような中、消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に認知されていないという現状は否めない。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際に、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し消費者相談窓口を認知しているにも関わらず、自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースが少なくない。
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>◆区民に対する消費者情報の迅速で的確な提供の実現を図るために、消費者向けのホームページを作成しタイムリーで正しい情報発信を行うとともに、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。</p> <p>◆区民が消費者センターや相談窓口を容易に活用できるように、相談事例や相談方法を明確で分かりやすく紹介した広報紙を年1回作成し、江東区報とともに全戸配布を行うことで消費者行政の浸透を図り、その上でタイムリーな話題を発信していくために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。</p> <p>◆消費者センターの周知と相談窓口利用活性化を図るべく、ホームページ作成や広報紙での周知と併せて、若年層や高齢層などの世代別に特化した消費者問題や相談事例、出前講座事業の宣伝等を紹介するガイドブック的役割を担う冊子を作成し、教育施設や高齢者施設等に配備する。</p> <p>◆食と放射能の問題等から端を発した、食の安全・安心に対する不安から信頼を確保するための取り組みや、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にして、迅速で正確な情報提供に努める。</p> <p>◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け、各世代を対象とした金融教育や消費者教育に積極的に取り組んでいく。主として、消費生活相談員と共に各施設等へ出向き、各世代にそれぞれ特化した消費者被害事例を報告し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。</p> <p>◆複雑化・多様化する消費者相談に対し迅速かつ適切な解決方法を提示するために、必要な専門知識・技能の取得を向上させるとともに他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流ができる研修に参加することにより、消費者相談員の資質向上に繋げていく。</p>

7 外部評価委員会による評価	
<b>施策の目標に対して、成果は上がっているか</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の目的・目標設定は明確であるが、現時点で目に見える成果はあがっているとはいえない。</li> <li>・目指す江東区の姿のうち「消費者情報の適切な発信や相談体制の充実」は、江東区の施策・事業であり、着実に実施されているようであるが、目標の「安心できる消費者生活の実現」は、数値を見る限りでは達成できていない。</li> <li>・消費者センター(消費者相談窓口)の存在を知っている区民の割合が30%台前半では評価のしようがない。</li> <li>・指標58『消費者相談の解決割合』については、消費者センターが単独で引き受けた相談件数のうち解決した割合はほぼ100%であるとのことであり、その点は評価できる。しかし、現在の指標からはそのことを読み取ることが出来ない。</li> </ul>	
<b>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質商法の増加や食品安全問題等の深刻化という社会全体の状況に対応しようとしている点は理解できる。また、江東区独自のニーズがあるというより、まず相談窓口に対する認知度が絶対的に低いとの問題意識から取組を展開しており、これらの方向性は適正である。</li> <li>・消費者相談に対して江東区だけで対応するのは不可能であり、関係機関(特に警察)との連絡・調整及びあっせんが、より求められると考える。</li> </ul>	
<b>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律、条例等によって、区は国・都との適切な役割分担がなされているといえる。</li> <li>・消費者相談窓口での相談に対し関係機関を紹介(あっせん)したら、その後の経過はフォローしていないようである。定期的に関係機関と連絡・調整をとりつつ、消費者苦情が解決するまでの一連を把握する必要があると考える。</li> </ul>	
<b>施策の総合評価(今後の方向性)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施策は、①認知度向上、②相談の質、インテークの質の向上、③教育など、やるべきことは明確であり、それは他都市と比べて変わるものではない。特に、認知度向上については、未認知層の分析を踏まえて一定の取組を展開しつつある。この点では、施策の方向は適正といえると思う。</li> <li>・この施策は、成果を上げるまで中・長期間を必要とする。また「安心」を目指していることから、住民個人の主観に働きかけているため、実現はなかなか難しい状況でもある。その意味で今後の取り組みに期待したい。</li> <li>・区が自ら指標として重視する消費者センターの認知度については依然として低調であることから、特にこの点に関する重点的な対応を検討してほしい。</li> </ul>	
<b>その他(改善点等)</b>	
特になし	

8 二次評価<<区の最終評価>>	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者相談窓口の認知度向上に引き続き取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、常に区民へ適切な解決策を提示できるよう努める。</li> <li>・消費者情報の提供及び消費者教育については、各事業の必要性・有効性について検討した上で、関係機関や民間企業等とも連携し、効果的に実施する。</li> </ul>	

# 施策 17 コミュニティの活性化

主管部長(課) 地域振興部長(地域振興課)  
 関係部長(課) 政策経営部長(広報広聴課)、  
 地域振興部長(文化コミュニティ財団)、  
 区民部長(区民課)、  
 こども未来部長(子育て支援課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

世代や国籍を超えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。

## 2 施策を実現するための取り組み

①コミュニティ活動への参加の促進	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
②コミュニティ活動の情報発信	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
③コミュニティ活動の環境整備	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
④世代、国籍を超えた交流の促進	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

## 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の推移(外国人登録、外国人住民含む) 446,307人(H20.1.1)→480,271人(H25.1.1)</li> <li>・町会・自治会加入率推移 65.1%(H20.4)→60.8%(H25.4)</li> <li>・外国人登録、外国人住民者数の推移 18,013人(H20.1.1)→20,889人(H25.1.1)</li> <li>・NPO法人数 137団体(H20.3)→182団体(H25.3)</li> <li>・ボランティア数(登録) (団体)76団体(個人)3,056人(H20.1) →(団体)92団体(個人)5,082人(H25.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅やワンルームマンションの増加に合わせて町会自治会離れが進み、加入率の低下により、新住民と従来からの住民、または新住民同士のコミュニティの希薄化が進み、地域活動の低迷と共助力が弱まり、災害時の地域における救援活動等は一層難しくなる。</li> <li>・区内のNPO法人数が増加する。</li> <li>・地域に住む外国人の増大が見込まれるとともに、生活情報の多言語化や言語・習慣の相互理解、災害時の地域連携が必要になる。</li> </ul>

## 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災や所在不明高齢者、孤独死問題を契機に地域でのコミュニティのあり方が改めて注目されており、防災、防犯、高齢者見守り等地域コミュニティに求められる役割が重要になっている。</li> <li>・人口増加により、新住民が地域を知る機会や従来からの住民との交流の機会や場が必要とされている。</li> <li>・外国人の急増から日本語や生活習慣を学ぶ機会、情報の多言語化や相談窓口の一層の充実が求められている。</li> <li>・在留状況の長期化や多様化から、日常生活上での問題や悩みを相談できる体制の整備が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常のコミュニティ活動への支援に加え、災害時の自助共助活動を組織化するための支援や活動情報の提供、場の確保、リーダーの育成等が求められる。</li> <li>・地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。</li> <li>・地域に住む外国人と地域住民との間の生活習慣・文化の相互理解を深める機会の創出が必要になる。</li> <li>・外国人登録者数の増加により、相談内容が多種多様になり、他の行政機関や公共機関を紹介するケースが増加すると予想される。</li> </ul>

## 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

<p>（この欄は空欄です）</p>
-------------------

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
59	町会・自治会・NPO・ボランティアなど コミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.4	20.8	22.2	23.2			26	地域 振興課
60	区が提供するコミュニティ活動情報を使 ったことがある区民の割合	%	19.3	20.6	23.3	22.6			24	地域 振興課
61	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率（区民館）	%	56.4 (20年度)	53.7	53.3	52.7			60	区民課
	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率（地区集会所）	%	19.2 (20年度)	17.7	18.5				20	地域 振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの 利用率（文化センター）	%	63.8 (20年度)	62.0	60.8	63.0			65	地域 振興課
62	地域に根ざしたイベントへの参加者数	千人	896 (20年度)	929	543	881			920	地域 振興課

5 施策コストの状況					
	24年度予算	24年度決算	25年度予算	26年度予算	
トータルコスト	1,049,772千円	930,066千円	660,177千円	680,958千円	
事業費	795,309千円	693,380千円	434,593千円	462,607千円	
人件費	254,463千円	236,686千円	225,584千円	218,351千円	

## 6 一次評価《主管部長による評価》

### (1) 施策における現状と課題

◆集合住宅を中心とした急激な人口増加は、地域における新旧住民の意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していくうえで新旧住民及び新住民同士、特に集合住宅（マンション）における融合は必須の課題であり、新住民が地域を知る機会や住民相互の交流の機会と場が必要とされている。◆新旧住民の地域コミュニティに対する意識の差は町会・自治会加入率の低下という形で現れている。その一方で防災意識等の高まりから、改めて町会・自治会活動による地域力の回復と増進が注目されている。今後円滑な地域コミュニティを結成していく上で新旧住民、ならびに新住民同士の繋がりが強く求められている。また、町会自治会では役員の高齢化、後継者不足という課題がある。◆コミュニティ活動の場となる町会・自治会館には、現在の耐震基準を満たしていない建物がある。◆コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められている（「江東区民意識意向調査」より）。また、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地縁団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。◆急増する外国人と地域住民との言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが増加する可能性があるため、相互理解を深める機会の創出が必要である。区内外国人のニーズ把握が十分でないため、外国人の実態調査を行い、外国人がコミュニティ活動に参加しやすい環境を整備していく必要がある。

### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、①マンション建設事業者との事前協議の強化、②大規模マンションを対象とした自治会設立等促進支援事業、③区、町会自治会及び不動産業関係2団体との4者連携による加入促進事業、④町会電子マップによる地域の見える化事業、⑤マンションフォーラム等での講演等を加入促進事業の主軸に推進することにより、加入又は設立への働きかけと支援を強化していく。◆自治会等未結成のマンション管理組合を対象とした自治会設立に向けたマニュアルの作成等、新たな支援策の検討を進める。◆区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組みづくりと環境整備を図るため、平成22年度から導入した「協働事業提案制度」を引き続き実施するとともに、平成23年9月に開設したコミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」により地域で活動する市民活動団体等の積極的な情報発信を支援し、これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。また、平成23年度から開始した、区民、市民活動団体及び区の仲介役として中立的な立場で各々の活動を支援する中間支援組織についての検討を引き続き行っていく。◆町会・自治会が町会・自治会館の耐震改修工事に取り組みやすくなるよう、耐震改修工事に伴い実施した耐震診断についても費用を助成していく。◆今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。◆区民まつりをはじめとした地域イベントの継続的な開催により、区内外を知る機会や世代、地域を超えた交流の場を提供する。◆外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう国際交流・ボランティア団体等と連携した国際理解教育や交流イベントを推進する。また、継続して外国人の生活実態の把握に努め、交流イベントでは実態調査（アンケート）を実施するなど、さらなる外国人のニーズや実態にあったコミュニティ活動の支援方法を検討していく。

7 外部評価委員会による評価	
施策の目標に対して、成果は上がっているか	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で顕著な成果が出ているとはいえないが、施策目標の実現に向けた取り組みの方向性は概ね適正である。</li> </ul>	
区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区は、南部を中心とする居住歴の浅い、若年世代の区民の間にも「共助」に対するニーズがあると把握している。このこと自体は良いが、そのニーズの中身を細分化してコミュニティに関する欲求の内容を把握していくことを検討していただきたい。</li> <li>・外国人をひとくくりせず、例えば増加する中国人を意識した多言語表記など、きめ細かいニーズに応じた取り組みが必要ではないかと考える。</li> <li>・区民の中にも世代間交流のニーズがあるので、例えば地域のコミュニティスペースの活用など、具体的に検討を進めていただきたい。</li> </ul>	
区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民との協働に関する基本的姿勢はよい。しかし、区民との間に機能的な関係を作っていくことが狙いなのであれば、本施策の対象である自治会・町会、NPO等に対して、区政運営の点からどのような具体的役割を期待しているのか、防災や教育といったテーマや分野ごとに機能的に整理すべきと考える。</li> <li>・新旧住民および新住民同士における融合は短期的に非常に困難と思われるが、豊洲カーニバルのように住民が自発的に催事を主催したことは、区にとっての起爆剤になり得る可能性を感じる。</li> </ul>	
施策の総合評価(今後の方向性)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区が「コミュニティの活性化」として地縁コミュニティの強化に取り組む意義は理解できる。またそのための具体的努力を積み重ねていることも十分にうかがえる。しかし、地縁コミュニティといえども、限られた土地の範囲で形成される強固な人間関係を前提とする従来型のタイプばかりでは捉えきれなくなっているため、区が進める、自治会・町会加入促進という現在の手段が、こうした環境変化に沿っているかどうかしっかり検証しながら進めていただきたい。</li> <li>・市民自治組織(NPO等)との連携・協働については、協働事業提案制度の対象事業の検証にもとづいて効果が上がる条件・環境を整理していただきたい。また、協働を巡る全庁的議論をもっと深めてほしい。</li> <li>・コミュニティの活性化は、すぐに結果がでるものではない。それゆえに、今までとおり、あるいは今まで以上に、着実な継続性のある行政支援を望みたい。</li> <li>・「ことこみゅネット」が活用されているのか判断できなかった。これからさらに分かりやすく市民活動につながるようにしてほしい。</li> </ul>	
その他(改善点等)	
特になし	

8 二次評価<<区の最終評価>>	※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化のため、地縁コミュニティの強化に取り組むつつ、若年世代のコミュニティニーズの分析・内容把握に努める。</li> <li>・協働事業を積極的に推進し、団体活動を活性化させるとともに、協働体制を支援する中間支援組織について、その目的や区との役割分担を十分検討し、明確にした上で設立を進める。</li> <li>・区内に居住する外国人のニーズを把握・分析し、コミュニティ活動に参加できる仕組みづくりに取り組む。</li> <li>・「ことこみゅネット」の認知度を高め、引き続きコミュニティの活性化を積極的に支援する。</li> </ul>	